

自営業者の収入に関する扶養認定基準について

自営業者（個人事業主）の方は、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の売り上げや必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに自己責任を負い、独立して自身の事業を営むことで生計を立てる方を指します。基本的には国民健康保険に加入することから、本来の「自立して生活することが難しい家族や親族を養う」という意味を持つ「扶養」の概念からは外れます。

また、自営業者以外の方における扶養認定時の収入判断は、控除前の総収入で扶養認定審査を行っております。

これらをふまえ、公平性の観点から当健康保険組合では自営業者の扶養認定における収入判断は総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額を収入とし、直接的必要経費は以下のとおりとしております。なお、所得税法上の経費とは異なり、業務を営むにあたり必要最小限の経費のみを直接的必要経費として判断し、より詳細な内訳は業種等を鑑みて当健康保険組合にて扶養認定可否を審査いたします。

【差し引きできる必要経費】

○・・・必要経費と認める。

△・・・自宅と事業所の所在地が別の場合に限り、必要経費と認める。

▲・・・使用目的等の明確な内訳があり、かつ第三者がみても客観的に判断できる書類がある場合に限り、必要経費と認める。

（一般所得）

売上原価(仕入金額)	○
地代家賃	△
水道光熱費	△
通信費	△
燃料費	▲
荷造運賃	▲
旅費交通費	▲
外注工賃	▲
消耗品	▲

（農業所得）

小作料・賃借料	○
種苗費	○
飼料費	○
肥料費	○
農具費	○
諸材料費	▲
動力光熱費	▲
荷造運賃	▲

（不動産所得）

なし

※上記項目以外は、必要経費とは認められません。

※旅費交通費において、通勤交通費に類似するものは認められません。

以上